

# 大阪府ヘリテージマネージャー協議会規程

公益社団法人大阪府建築士会  
令和4年9月21日理事会承認

## (名称)

第1条 名称は、大阪府ヘリテージマネージャー協議会（以下「本協議会」という）と称する。

## (定義)

第2条 ヘリテージマネージャーとは、歴史文化遺産を発掘し、その保全と活用に携わる専門家のことである。

## (目的)

第3条 公益社団法人大阪府建築士会（以下「本会」という）社会貢献部門ヘリテージ委員会内に本協議会を置き、地域社会における歴史文化遺産のあり方を見据え、その保全と活用を推進するため、ヘリテージマネージャーを育成し、研修と知識や情報の交換及びヘリテージマネージャーの活動のための情報集積と公開並びに連絡・協議活動することを目的とする。

## (活動)

第4条 本協議会は、目的を实践するために以下の活動を行う。

- (1) 歴史文化遺産を発掘する活動
- (2) 歴史文化遺産を保全・活用し、まちづくりに活かす活動
- (3) 地域の歴史文化遺産の台帳作成活動
- (4) 登録文化財に関する調査・申請活動
- (5) ヘリテージマネージャーを育成する活動
- (6) ヘリテージマネージャーの研修のための活動
- (7) ヘリテージマネージャーの対外活動が適切に行われるための連絡・協議活動
- (8) 活動情報の共有化と情報発信活動
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な活動

## (運営・会計)

第5条 本協議会の運営及び会計は本会に属し、本会の社会貢献部門ヘリテージ委員会が所管する。

2 本協議会には以下の協議会役員を置く。

- (1) 協議会会長 1名
- (2) 協議会副会長 4名以内
- (3) 協議会会計 1名
- (4) 協議会監査 2名以内

3 本協議会に、活動に関する重要事項及び決算等を協議する協議会運営委員会を置き、協議会運営委員は上記役員を含めて20名以内とする。

4 協議会会長は協議会運営委員の互選による選出とする。その他協議会役員は協議会運営委員の中から選出とし、協議会会長が任命する。

5 本協議会の活動に関して、協議会運営委員会がヘリテージ委員会と協議し、重要と認める事項及び決算等は、協議会運営委員会で協議および起案の上、本協議会総会およびヘリテージ委員会の承認を経て、本会理事会が最終承認する。

## (協議会会員)

第6条 本協議会の会員（以下「協議会会員」という）は、大阪府ヘリテージマネージャー育成講座の受講修了者とする。

## (協議会会員の権利)

第7条 協議会会員は、本協議会の事業成果及び関連する情報の優先的利用等に便宜を受けることができる。

## (協議会会員の義務)

第8条 協議会会員は、社会の信頼を得るため、その活動を誠心誠意行い、成果等を社会一般に公開して協議会会員相互の研修に務める。

## (その他)

第9条 本協議会の運営に係る細則は、別途に定める。

2 この規程に必要な事項の設置及び改廃は、協議会運営委員会で協議および起案の上、ヘリテージ委員会の承認を経て、本会理事会が最終承認する。

## 附則

本規程は、平成27年2月1日施行

本規程は、令和元年9月18日改正

本規程は、令和4年9月21日改正